

江戸時代の超高齢者(2)

—幕府領直島・宇和島藩・仙台藩1720-1872年史料に見る—(上)

高木 正朗ⁱ

江戸時代の日本列島に高齢者は何人ほどいたのか。その比率は現代と比べて高かったのか、低かったのか、あるいは同程度だったのか。この設問は極めてシンプルである。しかし、回答は容易ではない。最大の理由は、国民国家(nation state)成立前の日本は、17世紀～19世紀中期まで約260年間、総数270～300もの自治小国の「集合体」だったからである。その結果、センサス(国勢調査)に匹敵する人口統計はなく、高齢者の人数も比率も分からない。しかし、手掛かりはある。小国が実施した地域単位の人口調査はわれわれに、たとえば数え年80歳以上の超高齢者の人数や基礎人口比を計算するチャンスを与える。一方、老人は家族や支配者にどう処遇されていたのか。彼らが苦しんだ病気は何だったのか。この設問については幸い、われわれは豊かな質的情報をもっている。第1の設問について、筆者がこの論文で計算した結果は次の通りである。讃岐国直島(現香川県直島町)の事例では、1839～71年(32年間)の基礎人口33,089人に占める80歳以上者396人の比率は11.97%、90歳以上者33人の比率は1%である。宇和島藩(現愛媛県宇和島市)の事例では、1778年の(侍を除く)基礎人口100,142人に占める90歳以上者55人の比率は0.55%、同年の基礎人口(村居住人口)96,652人に占める100歳以上者2人の比率は0.02%(人口10万当たり2.07人)である。この数値は、1888年に日本政府が実施した人口調査と対比できる。この年、日本の総人口は3,960万人(年齢不詳を除く)だった。そこで、これを基礎人口とすれば、数え年80歳以上者26.4万人の比率は6.67%、90歳以上者1.08万人の比率は0.27%、そして百寿者137人の比率は0.0035%(人口10万当たり0.35人)である。筆者がここで計算した比率は、近代化の開始時点(1888年)の数値よりも2倍以上高かった。第2の設問については、筆者は多数の記録資料を検索し、江戸時代の老人と家族(介護者)のリアルな姿、病状、封建領主と高齢者の多分に儀礼的かつ微妙な主従関係を抽出・再現している。この論文は複数のトピックで構成されている。そこで、江戸期日本の地域人口の推移と高齢者比率に関心がある読者は第2、3章を、老人をめぐる人間関係や社会関係の姿かたちを知りたい読者は第4、5章を、老年観の日欧比較史に興味をもつ読者は、序論と結論に記した試論を(注とともに)見てほしい。

キーワード：超高齢者、百寿者、数え年、老年・老病、宗門改帳、増減帳、地域人口、千分比(‰)、ソボクレス、キケロ

目次	1-2 食料と人口
序論(西と東の老年観)	1-3 直島の土地と農産
第1章 瀬戸内海の生業と暮らし	第2章 幕府領直島の人口趨勢と超高齢者
1-1 備讃瀬戸の生業	2-1 直島の人口調査
	2-2 人口の規模と趨勢(以上、51巻3号)
	2-3 自然増減と社会増減

i 立命館大学名誉教授

- 2-4 直島の超高齢者
- 第3章 宇和島藩の人口と高齢者処遇
 - 3-1 宇和島の人口調査
 - 3-2 人口の規模と趨勢
 - 3-3 高齢武士の処遇
 - 3-4 高齢百姓の処遇
 - 3-5 長寿祝いの簡素化 (以上, 51巻4号)
- 第4章 老病と扶養・介抱のかたち
 - 4-1 幕府の老人調査
 - 4-2 老いと老病
 - 4-3 老病と扶養・介抱のかたち
- 第5章 仙台藩の裁判記録にみる老人・扶養
 - 5-1 「虐待」をうける老人
 - 5-2 罪責を宥免される極老
 - 5-3 極老の宥免率
- 結 論 (以上, 52巻1号)

序 論 (西と東の老年観)

老人と介抱のかたちを描いた最初期の作家は、古代アテナイのソポクレス (c.497-c.406 BC) ではないか。ある作品でソポクレスは、自国テーバイから息子の手で追放・遺棄された盲目の前王・オイディプスが、娘・アンティゴネーに手を引かれ介抱されて、死地と定まったアテナイのコロノスに辿りつくという筋立てをとった。

そうして、長生きの末路、オイディプスの老残と絶望的な心境が、コロス (合唱隊) の悲嘆にみちた詩歌で語られる¹⁾。

古代のギリシア文学において老年は、ソポクレスやエウリピデス (c.480-c.406 BC) がそうであったように、大抵「悲観的」にとらえられた。しかし、ローマの著述家キケロ (106-43 BC) はわれわれに、老年は肯定的に対処しようということを初めて示し、その著作『老年について』*De Senectute* は「老年を謳いあげた〔人類〕最初の書物」であろうと評価されている (申務 [1999: 365])²⁾。

しかし、どう抗おうとも、またことばを尽くして弁明しようとも、老化にとまなう退行 (幼児化) や

毫釐は避けがたい。さらに、平民・凡人がその生涯を「静かに、清く、優雅に送り」、その賜物として「平穩にして温和な老年」を手にするなどということは、実に難しいことである。

そうであるならこの際、老人になれば誰もが幼児にもどり、赤子のようにもなるのだと認めるなら、周囲の人々や介抱者のところは幾分かでも、また大いに軽くなるというものである。

例えば、ルネサンス期のユマニスト (人文主義者) であったエラスムス (1469-1536) は、痴愚女神 (Moria) が老人を幼年期に連れ戻してやらなかったら、誰一人として老いに耐えることはできないであろう、と記している³⁾。

これに対して、日本の知識層は歴史時代以来、儒教倫理 (養老思想、孝養義務) を血肉化するとともに、それに苛まれ続けてきたからか^{4a, 4b)}、また仏教に邂逅しはしたが、それは「学問」に過ぎなかったからか、またわれわれは鎌倉仏教が覚醒させた「靈性」(鈴木 [1972]) を (大地から次第に遊離して) 保持できなくなったからか、老年・老境に人間的な目差しをむけ、それを普遍的な智慧にまで鍛え上げる「知的体力」は持たなかったようにみえる⁵⁾。

この傾向に、仏教の本質つまり現世観と来世観 (苦の思想、厭離穢土・欣求浄土) が拍車をかけたとすれば、老境・老年を凝視しつづける強固な意志は生まれようがなかった、ともいえる。なぜなら、当時の知識層にとっては、「後生」こそが「一大事」だったからである。

例えば、吉田兼好 (1283-1352年頃) は「住み果てぬ世に、みにくき姿を待ちえて何かはせん。命長ければ辱多し」と述べたが (永積 [1995])、この点はソポクレスやエウリピデスの心情 (注1に記載) と異なるところはなかった⁶⁾。

後生を重視するこの考えはまた、武家も共有していた。伝・北条重時「極楽寺殿御消息」(1260年頃、全99条) は、その44条「人の年齢によりて振舞ふべき次第」で、人は齡60を過ぎたら全てを投げうって「後生一大事」を願うべきであると、一族・子孫に

かき残している⁷⁾。

その後、江戸時代も後期になると、(老年というより)老耄・老病についての記録が、支配側の要請(民情を把握し、孝養の弛緩を補強する必要)から、格段に多くなる。しかしこの種の記録類は、前近代のヨーロッパ知識層の老年観に照らすとき、われわれに何を物語るであろうか。

以下において筆者は、江戸時代に生きた超高齢者の姿かたちを五つの作業(全5章)を通じて解明しようと試みる。

第1章は基礎作業である。作業の目的は研究対象・地域の暮らしむきを3点(生業、食料、土地)に整理し、それを第2、3章で示す人口データの解説に活かすことである。

第2章の目的は高齢者の数と比率、つまり考察対象の規模と人口への負荷を、備中国・直島の史料をもちいて確認・確定することである。

第3章の目的は、高齢者の数と比率とともに、長寿者は当時どう処遇されたのかを、伊予国・宇和島藩の人口データと褒賞記録を使用して解明することである。なお、第2、3章において筆者は、高齢者比率の計算に不可欠な基礎人口を入手するため、必要とされる基礎作業(宗門帳原本の確認、宗門改の手順追跡、文書解読と史料批判、数字・数値の検算)を行なった。以下第4、5章において筆者は、長寿者の病状や身内の「素顔」(本音)を捉えようと試みる。

第4章の目的は、老人たちは現代医学に照らした場合どんな病気を頼り、扶養・介抱はどう行なわれたかを、支配側の記録から典型例を抽出することで明確にすることである。

第5章は裁判記録をもちいて、江戸期老人をめぐる赤裸々な現実(扶養放棄や虐待)、また老人への優遇措置を明らかにすることが目的である。

以上の作業は、18世紀中期以降に生きた日本人の老いの姿かたちについて、いくつかの手掛かり(具体的イメージ)を与えるに違いない。

〔文書一覧〕(刊本をのぞく村控、稿本)

宗門改・人別改関係文書

〔讃岐国・直島〕

- 1 延宝5(1677)年7月「直島納方其外小物成帳」〔縦帳〕足守文庫文書(岡山県立記録資料館蔵)。
- 2 享保5(1720)年9月「讃岐国香川郡直嶋差出帳」〔縦帳〕三宅家文書(瀬戸内海歴史民俗資料館蔵、目録番号3549、以下同様)。
- 3 享保7(1722)年1月「直嶋人別舟数積石帳」〔縦帳〕(1765)。
- 4 享保12(1727)年6月「直嶋惣人数御改帳」〔縦帳〕(4235)。
- 5 享保14(1729)年11月「覚」〔切紙〕(4236)。
- 6 享保17(1732)年5月「直嶋書上」〔継紙〕(3245)。
- 7 寛政1(1789)年「覚」〔半切紙〕(4265)。
- 8 寛政1(1789)年「天明九酉年改直嶋繪圖」(3593)。
- 9 寛政12(1800)、文政10(1827)、天保6(1835)、安政2(1855)年3月「讃岐国直嶋宗門人別御改帳」〔縦帳〕(4273~4275、4279)。
- 10 享和3(1803)年4月「讃岐国直嶋家数人別増減帳」〔縦帳〕(4240)。
- 11 天保9(1838)年4月「直嶋、男木嶋、女木嶋書上(仮題)」〔継紙〕(3558)。
- 12 天保9(1838)年11月「高山又蔵様御役所江差上候控(讃岐国直嶋入漁稼人)」〔縦帳〕(4241)。
- 13 天保9(1838)、安政6(1859)年(日付不記)「覚(家数人別増減差引書)」〔半切紙〕(4256、不詳)。
- 14 天保13(1842)年「明細書上帳 讃岐国直嶋」〔縦帳〕(3559)。
- 15 嘉永3(1850)年「明細書上帳 讃岐国直嶋」〔縦帳〕(3560)。
- 16 安政6(1859)年「覚」〔切紙〕(4255)。
- 17 酉2月(年次不記)「乍恐以書附奉願候」〔切紙〕(欠番)。
- 18 酉6月6日(年次不記)「覚」〔切紙〕(4258)。

〔伊予国・宇和島藩〕

- 19 享和3 (1803)年2月「家数人数書上 (仮題)」〔横帳〕高山浦田中家文書.
- 20 享和3 (1803)年「宗門之儀ニ付被 仰出御紙面写」〔縦帳〕亀甲家文書 (松山大学図書館蔵).
- 21 享和4 (1804)年2月「切支丹宗門御改牒」(御城下組高山浦)〔縦帳 (部分)〕田中家文書.
- 22 文化7 (1810)年2月「切支丹宗門改牒 (雛形)」〔縦帳〕亀甲家文書.
- 23 弘化5 (1848)年2月「宗門御改増減牒」(多田組新城村)〔縦帳〕.

〔陸奥国・仙台藩〕

- 24 文化11 (1814)年5月「申渡 (控)」〔切紙〕阿部家文書 (一関市).
- 25 文化11 (1814)年6月「申渡 (写)」〔継紙〕.
- 26 文化13 (1816)年2月「磐井郡流楊生村人数御改帳」〔縦帳〕.
- 27 文政7 (1824)年4月「嘆願書 (仮題)」〔継紙〕阿部家文書,〔切紙〕自性院文書 (一関市).
- 28 弘化3 (1846)年3月「金山之内本郷,伊手,大内三ヶ村尔而七拾歳以上之者御目見被 仰付御留」〔縦帳〕島崎家文書 (明治大学刑事博物館蔵).
- 29 慶應2 (1866)年「知行高並家中人頭取調書上」〔継紙〕.

その他文書

〔伊予国・宇和島藩〕

- 30 嘉永3 (1850)年5月「藍山公記 (稿本)」(宇和島伊達家文書)
- 31 慶應3 (1867)年4月「龍山公記 (稿本)」

〔表記,用語〕(年齢表記,宇和島藩に固有のことは,注意を要することばを簡潔に説明)

1 年齢の表記

年齢 すべて数え年で表記した。

高齢者 ここでは70歳以上～80歳未満者とした(日本人はながく,老は60歳(還暦)から始まるとして

きたが,長寿祝いは70歳(古稀)に行なってきた)。

超高齢者 ここでは80歳以上者とした(彼らは概ね,卒寿にあたる)。また90歳以上者,100歳以上者という言葉,記述の単調さを避けるため長寿者,百寿者という言葉も使用した。

老年医学は現在,高齢者を前期と後期(満65～75歳未満,75～85歳未満)とに区分し,85歳以上(あるいは90歳以上)を超高齢者と定義している(従って,本稿の超高齢者は現代のそれよりも約6歳若いことになる)。

最高齢者 ある人口集団のなかで最も高齢である人とした。

最長寿命者 ある人口集団のなかで最もながく生存した人,生存している人とした。

老男・老女,極老 仙台藩は人別改において「老」に男女差をもうけ,65歳以上の男子を「老男」,60歳以上の女子を「老女」とした(男子のみ5年繰り延べた理由はわからない)。また,80歳以上者は男女とも「極老」と呼称した。

月 旧暦を使用した(太陽暦より約1～1.5ヶ月前後の遅れがある)。

干支 文書に記されている場合であっても,記載は省略した。

2 人口の表記

人口・人数 特定地域の住民(inhabitant)の総数(大規模の場合は人口を,小規模の場合は人数を使用。但し,このルールに必ずしも合致しない箇所がある)。

村方人口・町方人口 領内・郡内,村内・町内住民の総数。

村高 村の生産力を米の容量(石,斗,合,升,勺)で表示した数字。

基礎人口 超高齢者比率・長寿者比率の計算において分母とした数字・数値。江戸時代は藩・郡・町村の人口や家中人口が,近・現代は日本人口や地域人口(県,市区町村人口)がこれに当たる。

数の表記 三つ(数,数字,数値)をもちいた。こ

のうち数字は原文書に記された数、数値は筆者あるいは他の研究者が計算した数である。

比率の表記 百分率, 千分率 (%:パーミル), 人口十万人比を使用した。

3 宇和島藩の用語

宇和島藩 10万石の私領(外様大名)。慶長19(1614)年, 伊達秀宗が入封・創設し慶應3(1867)年まで存続。**仙台藩** 62万石の私領(外様大名)。慶長6(1601)年, 伊達政宗が創設し慶應3年まで存続。**直島** 直嶋3島(直嶋・男木嶋・女木嶋)の一つ。寛文12(1672)年~慶應3年まで幕府領(延宝7[1679]年の村高519石, 約64町歩)。

十組 宇和島領内10郡の総称。各組に御郡所(代官)を配置した。組名は, 領土の南(御庄組)から北(保内組)へと順次書上げた。

在方, 浦方 宇和島藩は両者を総称して「在浦方」と呼称した。在方は領域内に浦方を含まない郡・地区, 浦方は領域内に浦方を含む郡・地区。

村方 「在浦方」に代えて, 筆者が使用する一般のことば(在方と浦方の総称)。

村, 浦 藩政末端の自治的な組織で, 年貢・賦役などを請負い・納入する単位(行政村)。

村方・町方役人 庄屋・年寄, 組頭, 横目・検断を総称する, あるいは各々を指すことば。

本百姓, 半百姓, 四半百姓 百姓を三つに区別したことば(寛文中期に成立)。

無縁 村方で田畑を持たない村民(また, それを失った者)。彼らは村方だけでなく, 侍方でも「日傭働渡世」をした。

泉貨紙 藩が国産品として在方に生産させ専売とした厚手和紙の一つ。書籍や絵画に使用された(原料は楮)。

櫃・漆・蠟 これらを生産するための原木(自生木, 栽培木), またその実(蠟も主要国産・専売品)。

4 その他

瀬戸内海・瀬戸内 讃岐・備前国(岡山・香川)か

ら伊予・安芸国(愛媛・広島)にいたる海域, 島嶼群, 臨海地域をさすことばとして使用。宇和海・宇和島地域もその一部とした(広義の瀬戸内海)。

備讃瀬戸 香川県と岡山県のあいだに広がる海域, 島嶼, 臨海地域(狭義の瀬戸内海)。

西国 瀬戸内・瀬戸内海地域を東国(主として東北地方)と対比するため使用。

旧漢字の表記 原文(文書の表題, 翻刻文)に限り使用した(但し, 例外を含む)。

文書・史料・資料 文書は個々の古文書, 史料は一纏まりの古文書, 資料は翻刻文や活字化された文書・数字・数値(但し, 本文・注に収録した文書6点も「資料」と表記)。

平出・欠字 原文を尊重した(それ以外の箇所は, 紙幅に制約があるため適宜改行)。

引用 著書・論文からの引用は「」で括った(論旨と読みやすさを考慮し, 表記・句読点を改変した箇所が若干ある)。

第1章 瀬戸内海の生業と暮らし

1-1 備讃瀬戸の生業

備讃瀬戸の海の生業・海運廻船業の盛衰について, 香川県(1989: 249-50)は小豆島, 直島, 塩飽島の状況を, 廻船数・積石数をあげて記述している(図版1を参照)。これらの島々のうち延宝期(1673~80年)の直島は, 「夏と秋の作物だけでは半年の飯料にもならないので, 村方の七割は廻船で働いて妻子を育て, その余力で年貢や横役[村費・村入用]などを賄っていた」とされている。そして廻船・海運業を主軸とする島民の暮らしは, 少なくとも17世紀後期~18世紀初めまで続いたと推定している。

例えば, 直島船の積石数は延宝5(1677)年に9,000石(船数24)あったが, 半世紀後の享保7(1722)年には490石へと激減し(船数35・小型化), 盛時の1/18となった。減少はその後も続き, 1世紀以上あと・弘化1(1844)年の積石数はわずかに344石(船数24)に過ぎなかった。かくして海運・



図版1 讃岐国直島（男木島・女木島）と備前国田井・天城・倉敷代官所の位置〔概略図〕

（原図：直島町史編集委員会 [1990: 170]「讃岐国の海賊（水軍）根拠地」に加筆）

廻船業は18世紀に入ると完全に衰退し、男子の主な生業は水主（雇われ水夫）、小漁業、商い、日備稼ぎ、奉公（出稼ぎ）などに取って代わられた。

この変化・変容は直島の西南、塩飽島の状況を記した宝暦期（1751～1763年）の文書からも裏付けられる（香川県 [1989: 242, 245-6]）。

島々の者浦稼ぎ渡世の義、先年は廻船多く御座候ニ付船稼ぎ第一ニ仕り候へ共、段々廻船減り候ニ付、小魚漁仕り候者も御座候、元来小島之義ニ御座候へば島内にて渡世仕り難く、男子は十二三歳より他国へ罷り越し、廻船・小舟の加子、多くは大工職仕り、近国へ年分渡世のため罷り出で候、老人・妻子共畑作仕り渡世仕り候（「鹽飽嶋中諸色手鑑」）

これに対して陸の生業（農作）は、主食と副食（麦、甘藷、野菜）の確保を中心に展開された。確かに瀬戸内の島々には、例えば周防大島（広島県）や小豆島（香川県）のように、田をもつ集落もあったが、大部分の島にそれはなかった。人々は段々畑に麦と甘藷をつくり主食としたが、耕作には人力の集

約的投入が必要だった（香川県教育委員会 [1982: 48-51]）。

廻船業衰退後・19世紀（寛政～天保期頃）の島民の生業と暮らしぶりは、例えば塩飽島の水主・善次郎と女房・なみの生涯をみればよくわかる。この夫婦の境涯は、なみの生国は遠国（相模国伊豆）だったという点、また奉行所から「奇特者」として褒賞を受けた点を除けば、この地域の人々と異なるところはなかった⁸⁾。

1-2 食料と人口

瀬戸内島嶼部の日常食はながく麦と甘藷であり、本土の米麦混食とは大きく異なっていた。香川県教育委員会（1982: 217-29）は島々の主食についてこう述べている。「（本土では）明治末から大正のころまで米と麦が主食で、その割合は米が3～1割、丸麦が7～9割ほど」だった。彼らの食生活は、多様な「粉食」（大麦・小麦と米・そば・甘藷の合成食品）もあって、一般に豊かであった。

これに対して島嶼では「米・麦の収穫が少なく、主食を甘藷にたよることが多く、例えば小豆島の土庄町長浜や塩飽の広島や手島では、一年間の食用と

して一戸で150~250貫(500kg~1t)のイモを保存する家も珍しくなかった。彼らは田畑・漁場に蒸しイモを持参し、同時に多彩なレシピ(餅餡〔女木島〕、煉り餅〔男木島〕、饅頭、団子など)を考案したが、その加工・保存技術は瀬戸内の島々において頂点に達した観がある。

伊予国・宇和海沿岸の浦方でも、甘藷は主食であり換金作物の一つでもあった。田中(2009: 348-52)は嘉永2(1849)年の庄屋日記に、浦方の琉球芋が伊予松山へ275貫(1t以上)、豊後箱崎へ1,207貫(4.5t)売られ、非公式な売買も行なわれて、芋苗盗人も横行したという記述があると述べ、浦方における甘藷の重みに言及している⁹⁾。

甘藷といえば、柳田(1924/1979: 15-6)や宮本(1971/2008)などは、それが人口増殖にあたえた影響を強調してきた。例えば柳田はかつて「薩摩藷の恩沢」を木綿の魅力になぞらえ、「この藷なかりせば〔日本〕国内の食物はつとに尽きて、今のごとく人口の充ち溢れる前に〔国〕外へ出て、生活のたつきを求めずにはいられなかったろう」と述べた。

宮本は、甘藷と島嶼民の関係は「サツマイモと出稼ぎ」に要約できると述べている。宮本によれば、広島県・周防大島では甘藷が人口を急増させたが、住民は人為的調節(墮胎、間引き)はおこなわず、過剰人口は出稼ぎ・移住によって調整したと結論づけている¹⁰⁾。

1-3 直島の土地と農産

江戸時代の直島(現香川県香川郡直島町)は幕府領であり、寛文11(1671)~慶応3(1867)年まで約200年間、男木島・女木島とともに倉敷代官所が支配した。そして、村方行政は明治4(1871)年まで大庄屋・三宅家が担った。

直島、男木島、女木島の年貢地は、幕府が実施した延宝7(1679)年の検地と年貢史料によれば、それぞれ64.4町歩(519石)、18.9町歩(83.2石)、24.3町歩(119.9石)だった(香川県[1989: 177-80])。3島のうち直島に田があったことは、延宝5(1677)

年・検地帳に記された土地の種別内訳と、宝永5(1708)年の年貢文書で確認できる。

検地帳によれば、直島には田22町歩、畑42町歩、屋敷地7町歩と塩浜(塩田)があり、文書によれば米年貢は74石(税率3割4分)、麦年貢は122石(税率6割3分、新畑2割3分)程度だった(香川県[1989: 116-9. 表30, 349-52])。

直島3島の農地は19世紀中頃までに大方(80%)開墾されたという事実は、明治1(1868)年の石高(直島645石、男木島89石、女木島155石)で確認できる(木村[1978: 317])。この数字は、直島は延宝7(1679)年以後・約190年をかけて126石(1年当たり0.67石分)を、男木島は6石(0.03石分)を、女木島は35石(同0.12石分)を開墾したに過ぎない、という事実を示している。

直島の甘藷・麦生産を中心とした農産構成は、江戸後期~現代(1960年代)まで大きく変容しなかったと推定される。例えば、香川郡と直島3島の明治23(1890)年の農産品取量は、甘藷の取量はわからないが、表1の通りである。本土・香川郡の米麦取量は米が主・麦は従だったが、男木・女木島はそれとは対照的である。

一方、江戸時代・直島の米年貢は(享保15[1730]~文化2[1805]年まで75年間)、田高の約18%(90石程度)を納入・別子銅山へ廻漕し(直島町史編纂委員会[1990: 776-82])、残りは販売ないし自給にあて、麦類は相当量を購入したであろう。なお、直島の塩は香川郡総生産量の73%を占め、貨幣取得の源泉だった。

要するに、18世紀末以降の直島人口の漸増は、耕地の新開(増加)によってではなく、水主、奉公、出稼ぎによる給金取得、塩浜、漁業、小商いなど日傭稼ぎ、食料(甘藷、麦)の増産などによる民力上昇の結果だったのではないかと推定される。

表1 直島の農産品収量（香川郡，男木島・女木島 1890年）

地域 物産（単位）	香川郡 (a)	直島 (b)	郡比率 (b/a %)	男木・女 木島 (c)	郡比率 (c/a %)
玄米（石）	72,078	874	1.2	44	0.1
大麦	631	127	20.1	239	37.9
小麦	5,853	18	0.3	55	0.9
裸麦	21,379	135	0.6	372	1.7
醤油	4,074	0	0	0	0
味噌（貫）	1,278	0	0	50	3.9
塩（石）	193,020	141,164	73.1	0	0

注）直島以外の塩の主産地は東濱村（32,688石）、宮脇村（11,250石）で、この3村で香川郡生産量の96%を占める（12月31日現在の数字）。

資料：陸軍省編「明治24年 徴発物件一覧表」（マイクロフィルム版）

女木島 庄屋・又左衛門（印）

第2章 幕府領直島の人口趨勢と超高齢者

直島 庄屋・兵右衛門（印）

2-1 直島の人口調査

徳川幕府は享保6（1721）年以降、幕領、諸藩、寺社に対して宗門帳・人別帳を提出させ、それを集計して全国人口を把握した。そして村方・町方の副本（控）は一定期間、庄屋・年寄り宅に保管された。

宗門人別改はもちろん讃岐国の幕領直島、塩飽島、小豆島でも行なわれた。われわれは直島の宗門改関係史料から、村方は現住者を身分別に把握し、書上げは3月に行ない、帳面は代官所に提出したということを確認できる。以下の文書2点（宗門帳の提出猶予願い、出勤旅費書上）は、文政8（1825）年か天保8（1837）年のものと推定されるが、帳簿提出にかかわる村方の実務・諸事情の一端を示している。

資料1 「乍恐以書附奉願上候」（文書番号17）

「直嶋・男木嶋・女木嶋当酉年宗門人別帳、五人組帳、村小入用帳、当月十五日迄ニ可差出旨、先達而御廻状ヲ以被 仰触承知奉畏候、精々差急キ取調罷在候得共、右御日限迄ニ相調差上候様難相成奉存候間、何卒来三月廿五日迄御日延被 仰付被 為下候様仕度、此段奉願上候、依之乍恐以書附御日延奉願上候以上

酉 二月 讃州男木嶋 庄屋・又兵衛（印）

資料1は3島の庄屋たちが代官所に、宗門帳をふくむ帳簿3点の提出を40日ほど猶予してほしい、と願い出たものである。

また次の文書は、代官所への「出勤」旅費を書上げたものであるが、宗門帳と家別人数書上帳は（猶予期限をこえた）6月初め、ようやく受理されたということを示しているであろう。

資料2 「覚」（文書番号18）

「一 銀六匁二分 村方より田井村船賃・加子三人 但往返とも

一 同壱匁二分 同より天城村 馬三口 仮払 六月三日晩より六日朝迄

一 同七匁九分 宿・猶田屋幸平介方 仮払
メ〔割り印〕銀拾四匁九分

右は三ヶ嶋宗門帳書上并家別人数書上候ニ付、出勤仕候往返諸入用如斯御座候以上

讃岐国直嶋庄や兵右衛門梓
長右衛門（印）

酉六月六日

倉敷御役所

資料2によれば、「出勤」の経路はつぎの通りだ

った(図版1を参照)。庄屋粹・長右衛門は6月3日、宗門帳と家別人数書上帳をたずさえ、舟で対岸の備前国・児島郡田井村(現玉野市田井)にわたった。田井からは馬で児島湾にぬけ、東岸の道を備中国・窪屋郡天城村(現倉敷市藤戸町天城)まで行った。

天城からは恐らく舟で倉敷川をのぼり、夕方までに代官所がある倉敷村に到着、「郷宿」猶田屋に宿泊した¹¹⁾。翌4日、長右衛門は役所に帳面を持参し、都合二日をかけて用事をすませた。この両日、長右衛門は提出帳簿について代官の点検・指導を受けたはずである。

直島3島は従来、宗門帳の作成時期(正月～4月頃)に、倉敷代官支配下の備中諸村(99箇村)と同様、前年の宗門帳(村控)をもとに増減帳を作成し、提出した。例えば、文化5(1808)年増減書上の端書きによると、直島の年寄・龍助は海路で、「三ヶ嶋」の増減帳を代官所に持参している。この端書きは、「右之通半紙ニ而帳面巻冊認、差上申候控、正月廿八日二年寄・龍助、三ヶ嶋之帳面持参、出勤」と記している¹²⁾。

他の年の端書きを見ると、直島の増減書上は3島が個別に、あるいは一括して倉敷に持参する場合もあったようである。しかし、天保6(1835)年に大庄屋・三宅源左衛門が「海岸御取締役」に就くと、例えば元治2年の増減書上は3島の数字すべてを記したように、一括して提出したであろう。

一方村控(副本)は、直島には宗門帳4冊と増減書上帳1冊(69年分)が残されたように、実務上の必要から庄屋が保管していた(提出後・1年間の住民移動・異動を追記し、家と五人組の成員を確認した)。

幕府領における宗門人別改と宗門帳のあり方は、例えば大和国・奈良町と直島の帳面とを比べると分かるが、代官所によって若干の違いがみられる。しかし町方・村方役人は間違いなく、被登録者(あるいは住民)の年齢、出生・死亡、地位・居所の変更を調べ、正確に記載しようと務めている。

そこで筆者は今のところ、幕領の宗門帳・人別帳は諸大名・領主の帳面に見られる情報量や精度のバラツキをかなり免れている、と考えている。

2-2 人口の規模と趨勢

直島人口の規模と趨勢は、前掲文書18点(文書番号1～18)を利用し、かつ享保末～天明末年にみられるデータ欠損に目をつぶれば、最大で152年間(享保5[1720]～明治5[1872]年まで)を復原・追跡できる¹³⁾。

但し、文書18点のうち2点については、利用上の制約がある。まず、文書7「覚」は全年次の百姓人数を書上げているが(寛政[1789]1～享和2[1802]年まで、14年分)、その他の身分者の人数は記載していない¹⁴⁾。

また、文書10「家数人別増減帳」は全年次の総人口を書上げているが(享和3[1803]～明治5[1872]年まで、70年分)、うち半世紀分(文政4[1821]～明治3[1870]年まで、50年分)については、百姓と寺社の人数を欠く¹⁵⁾。

その結果、前者(文書7)は直島の総人口b(百姓、寺社、その他の合計値)の計算を不可能とするが、総人口a(百姓、寺社の合計値)は不完全ながら計算できる。後者(文書10)は直島人口の主柱・百姓人数を不明にするが、それは総人口の動きではほぼ代替できるし、宗門帳で補完できる年次もある。それゆえ直島152年間の人口とその趨勢は、文書18点によってかなり明らかとなるであろう。

表2は直島における家数、性別人数、男女合計人数、性比、牛馬数を3身分別に整理し、それを基礎として総人口を計算したものである¹⁶⁾。

この整理・計算の目的は以下の3点である。第1に直島の身分別人数を正確に把握すること、第2に身分別人数を積みあげて総人口を求めその趨勢をみること(図1)、第3に総人口を分母(基礎人口)として長寿者比率を計算することである(表4、次号)。

1827 (文教10)	183	452	407	859	111	96	1	7	16	8	24	200	2	9	22	28	50	79	2	190	468	415	883	98	199	490	443	933	100	533
1828 (文教11)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	22	28	50	79	2	190	465	418	883	97	199	487	446	933	99	
1829 (文教12)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	25	30	55	83	3	189	470	426	896	97	198	495	456	951	100	
1830 (天保1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	30	58	93	3	188	470	425	895	97	197	498	455	953	100	
1831 (天保2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	31	59	90	3	188	473	432	905	97	197	501	463	964	100	
1832 (天保3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	31	59	90	3	188	476	426	902	99	197	504	457	961	102	
1833 (天保4)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	29	33	62	88	2	188	469	424	893	98	197	498	457	955	100	
1834 (天保5)	180	468	419	887	112	103	1	7	11	12	23	92	1	9	31	32	63	97	3	187	471	431	910	104	196	510	463	973	106	
1835 (天保6)	180	459	407	866	113	103	1	7	12	12	24	100	1	9	31	32	62	100	3	187	471	419	890	104	196	502	450	952	106	
1836 (天保7)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	32	31	63	103	3	186	477	422	899	101	195	509	453	962	104	
1837 (天保8)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	32	31	63	103	3	187	479	417	896	100	196	511	448	959	103	
1838 (天保9)	181	469	406	875	116	96	1	7	13	13	26	100	1	9	29	31	60	94	3	188	482	419	901	97	197	511	450	961	100	
1839 (天保10)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	29	57	97	3	190	493	403	896	96	199	521	432	953	99	
1840 (天保11)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	26	54	108	3	190	484	413	897	97	199	512	439	951	100	
1841 (天保12)	185	487	400	887	122	99	1	7	14	14	28	100	1	9	27	26	53	104	3	192	501	414	915	100	201	528	440	968	103	
1842 (天保13)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	27	27	56	93	3	192	493	412	905	102	201	520	441	961	105	
1843 (天保14)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	27	27	54	100	3	191	486	405	891	101	200	513	432	945	104	
1844 (弘化1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	26	28	54	93	3	191	497	410	907	100	200	523	438	961	103	
1845 (弘化2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	26	30	56	87	3	192	495	416	911	100	201	516	442	958	103	
1846 (弘化3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	26	31	57	84	3	195	494	418	912	100	204	520	449	969	103	
1847 (弘化4)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	27	31	58	87	3	195	482	411	893	100	204	509	442	951	103	
1848 (嘉永1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	32	60	88	3	198	504	421	925	100	207	532	453	985	103	
1849 (嘉永2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	28	32	60	88	3	199	504	436	940	100	208	532	468	1,000	103	
1850 (嘉永3)	194	491	423	914	116	99	1	7	17	12	29	142	1	9	29	37	66	78	3	201	508	435	943	100	210	537	472	1,009	103	
1851 (嘉永4)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	29	37	66	78	3	202	512	442	954	100	211	541	479	1,020	103	
1852 (嘉永5)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	29	36	65	81	3	203	524	450	974	100	212	553	486	1,039	103	
1853 (嘉永6)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	29	33	62	88	3	204	536	464	1,000	100	213	565	497	1,062	103	
1854 (安政1)	198	501	435	936	115	98	0	7	17	12	29	142	1	9	29	33	62	88	3	206	543	468	1,011	99	215	572	501	1,073	102	
1855 (安政2)	198	507	440	947	115	95	0	7	17	12	29	142	1	9	32	33	65	97	3	206	549	474	1,023	96	215	581	507	1,088	99	
1856 (安政3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	33	31	64	106	3	207	549	474	1,023	95	216	582	505	1,087	98	
1857 (安政4)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	33	33	66	100	3	207	553	480	1,033	98	216	586	513	1,099	101	
1858 (安政5)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	35	34	69	103	3	208	555	473	1,028	89	217	593	507	1,097	92	
1859 (安政6)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	36	33	69	109	2	208	557	489	1,046	89	217	593	522	1,115	91	
1860 (万延1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	37	36	73	100	2	209	569	497	1,066	91	218	606	533	1,139	93	
1861 (文久1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	37	37	74	100	2	210	574	502	1,076	92	219	611	539	1,130	94	
1862 (文久2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	38	41	79	93	2	210	575	504	1,079	92	219	613	545	1,158	94	
1863 (文久3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	41	40	81	103	2	210	575	495	1,070	88	219	616	535	1,151	90	
1864 (元治1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	41	43	84	95	2	210	583	498	1,081	94	219	624	541	1,165	96	
1865 (慶応1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	41	42	83	98	2	211	586	499	1,085	93	220	627	541	1,168	95	
1866 (慶応2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	44	42	86	105	2	211	588	519	1,107	93	220	632	561	1,193	95	
1867 (慶応3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	47	43	90	109	2	213	583	522	1,105	94	222	630	565	1,195	96	
1868 (明治1)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	48	45	93	107	2	214	580	512	1,092	94	223	628	557	1,185	96	
1869 (明治2)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	48	45	93	107	2	215	582	525	1,107	94	224	630	570	1,200	96	
1870 (明治3)	不記	不記	不記	不記	不記	不記	1	不記	不記	不記	不記	不記	不記	9	48	46	94	104	2	216	586	521	1,107	94	225	634	567	1,201	96	
1871 (明治4)	209	565	501	1,066	113	95	1	7	14	10	24	140	1	9	49	47	96	104	1	216	579	511	1,090	96	225	628	558	1,186	97	
1872 (明治5)	211	603	542	1,145	111	100	不記	7	14	10	24	140	不記	9	49	47	96	104	不記	218	617	552	1,169	96	227	631	562	1,193	97	

注1)「総入口a」は百姓・寺社・その他の合計人数。「総入口b」は百姓・寺社・その他の合計人数。但し、身分別人数は不記載でも総人数が書かれている場合はその数字を計上。

注2)「不記」は史料に記載がないこと。「不明」は合算値を計算できないことを示す。

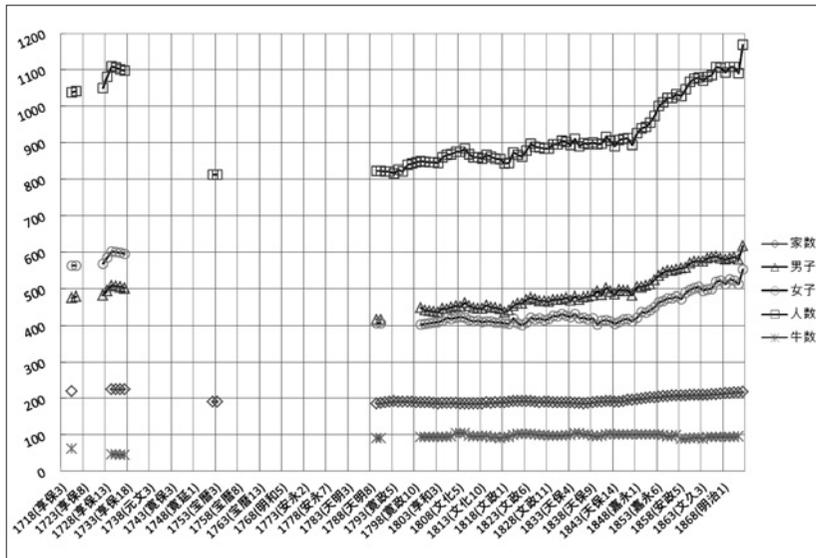


図1 直島の家数・人数・牛数（人口a：1720-1875年）

注1）享保期と宝暦2年の書上は「その他」を除外している。そこで本図は、人口aをもちいて描かれている（詳細は表1を参照）。

2）本図には計上していないが、延宝1、5年の書上がある。これについては、本文の注13を参照してほしい。

直島の家数・人数とその趨勢

筆者は直島の人数を二つにわけて計算した。総人口aは百姓と寺社の合計人数、総人口bは総人口aにその他を加えた人数である。2分した理由は、超高齢者比率を計算する際、基礎人口の違いが計算結果にどの程度影響するかを確認し、同時に文書に記された数字を検算して、書上げ精度を確認する（つまり史料批判をする）ためである。以下において筆者は人口aについて議論し、必要に応じて人口bに言及する。

直島の家数は「減少から停滞、その後微増」と要約することができる（図1）。享保期に220軒余りあった家数は、停滞期（宝暦2〔1752〕～嘉永2〔1849〕年）に200軒以下（期間平均189軒）となって約100年間継続、微増期（嘉永3〔1850〕～明治5〔1872〕年）に200軒以上（同209軒）に回復し、この微増は20年余つづいた（寛政1〔1789〕年の家数を100とした指数は停滞期102、微増期113で、家数はこの83年間に約18%〔33軒、1年当たり0.4軒〕増加

した）。

一方、人数の趨勢は「減少から停滞、その後増加」と要約できる。人口は享保年間に1,000人以上（期間平均1,067人）を記録したが、廻船業の衰退などで、停滞期（宝暦2〔1752〕～嘉永5〔1852〕年）には800～950人程度（同879）に減少した。しかし嘉永6年以後は増加に転じて1,000人以上（同1,070人）に回復、明治初年には1,100人程度にまで増加した（寛政1年の人数を100とした指数は停滞期107、増加期130であり、総人口は83年間に42%〔347人、1年当たり4.2人〕増えた）。

そこでわれわれは、直島人口は19世紀後半（嘉永期）に入ると、家の増加を凌いで増加したと結論することができる¹⁷⁾。以下、身分別（百姓、寺社、その他）に家数・人数とその趨勢を要約する。

百姓の家数・人数とその趨勢

百姓の家数は「減少から停滞、その後微増」と要約できる。享保期の家数は220軒、停滞期（宝暦2

[1752]～天保12 [1841] 年)には180軒程度となった。しかし19世紀中期にはいと徐々に増え、嘉永・安政期に190軒以上に回復、明治5年に210軒余(宝暦2 [1752] 年以後120年をかけて33軒増)となった。しかしそれは、享保期の水準(220軒)には届かなかった(表1参照、図省略)。

一方、百姓の人数は享保12(1727)年に1,020人を記録したが、宝暦2(1752)年の人数は786人であったから、四半世紀26年で234人(百姓人数の約23%、1年当たり9人)減った計算となる¹⁸⁾。寛政1年以後の人数は820～830人だったが、嘉永・安政期に900人以上、明治5(1782)年には1,100人を超えた。

百姓の性比は、寛政1(1789)～文政3(1820)年まで(31年間)の平均値は106、文政9年以後も110余りで、ほぼ一定していた(但し、安政初年に115を記録)。牛(90～100疋)は2軒に1軒の割合で飼育され、島民は農耕、運搬、堆肥取得に使役したであろう(馬は文政6年以降1頭いるが、それは大庄屋の乗馬だったようである)。

寺社、その他の家数・人数

寺社の家数は享保期に4軒、それ以降は7～8軒程度で増減はなかった(表1参照、図省略)。寺社人数(僧侶、神主と家内人)は30人前後で増減は少なく、変化といえば文政9(1826)年以降に25人前後に減った点だけである。彼らの性比は、僧侶は独身が原則だったから、140程度だった(男子が40%過多)。

一方、その他の身分者の家数も7～9軒で、文政6(1823)年に2軒増えた点を除けば変化はなかった。しかしその人数は、寺社のそれとは異なり、以下の趨勢をたどった。すなわち人数は、享保12(1727)年に35人(人口bの3%余り)だったが、それ以後40～60、80人へと増え、明治4(1871)年に96人(同約9%)に達した(144年間に2.7倍の増加)。

彼らの性比は80程度の年次が多く、寺社の性比と正反対の動きを示した(女子が20%過多)。彼らの性比は百姓とも異なり、数字が判明する寛政11(1799)

～明治4(1871)年までの72年間、110以上には決してならなかった(理由はわからない)。

注

- 1) 悲劇「コロノスのオイディプス」で合唱隊(コロス)は、死を目前にしたオイディプスの心境をこう朗読する(これは、88歳に達していたソポクレスの、自らの心境を語ったものであったに違いない)。

ほど良い天寿をかえりみず／さらに長い命を望む人は、／わたしに言わせれば、あきらかに、／心のうちに愚かさを抱きつづける者だ。／長い日々は、まことに、／喜びよりは苦しみに近い事を／山ほど用意している。／人が度を越して生きつづけていると、／喜びは、どこにも見当たらない。／……生まれて来ないのが何よりもまだ。／しかし、この世に出てきてしまった以上は／もとのところに、なるべく早く／帰ったほうが、それに次いで、ずっとまだ。／つまらない軽はずみとともに青春が過ぎ去れば、／つらい苦難から誰が逃れ出られよう。／いかなる苦勞が避けてくれよう。／妬み、不和、争い、戦い、それに殺人。／そしてついに、突如やってくるのが忌み嫌われる、／無力な、人づき合いの悪い、友もない老境だ。／それに禍の中の禍が、すべて、まつわり付いてくる(Sophokles [401 BC], 引地訳 [1990: 187-9])。キケロは自著(*De Senectute*)で2度、ソポクレスをめぐる挿話に触れている。そのなかで彼が目にした話しは、息子たちによる訴訟の顛末である(出典は不記)。それによると、ソポクレスはそのとき88歳だったが(大野・菅原訳 [1996: 67])、この作品の執筆に没頭する余り家政を怠っているとの廉で息子たちから告訴され、危うく「禁治産者」にされかけた。そこで彼は、裁判官の前で完成したばかりの本作を朗読し「この詩が呆け老人(*desipientis*)の作と見えるか」と反論して、告訴を免れたという(Cicero [44 BC: 22], 中務訳 [1999: 20])^{補注1)}。

序でながら、ファルコナー(1923: 31)は *desipientis* を *imbecile* (愚人) と英訳し、中務も

ソポクレスの当時の年齢を考慮してか「呆け老人」と和訳している。これは、現代イタリア語 *desipienza* (愚鈍) につながる言葉であるが、グレル (2012) を参照すると、*desipientis* は知力を失った者、あるいは思慮・分別・正気を欠く者と訳される。

そこで筆者は、この作品がもつ緊迫した雰囲気、そして完成にむけて知力をふりしぼる老ソポクレスの姿を想像・考慮すると、それは「狂人」あるいは「狂者」が相応かと考える。なぜなら人は痴呆となれば、一貫した集中力を保ちえないし、愚人には創作活動の継続は無理であろうから。

エウリピデス (Euripides [423 BC]) もまた、テーバイ攻めで息子は戦死、愛娘エウアドネーの自死をも目の当たりにした老父・イーピスに、残された老年をこう呪詛させている。

……もうたくさんだ。だが、このあわれな私に何をせよというのか。／家へ帰れというのか。そして誰もいない屋敷で、孤独を、／わが生活の不如意を、つくづくと味わえというのか。／……年老いた父親にとって、娘ほど／心なごむものはない。男の子はたしかに／志は大きい。だが思いやる心のやさしさに物足りないところがある。／いますぐにも私を家へ連れ帰り、闇の中へ／投げ入れてくれないか。そこで吞まず食わずで、／この年取った体を弱らせて死んでいこう。／息子の遺骨を拾って、何の気安めになろうか。／老いという抗いがたいわざわいよ。老いた私にはおまえがうとましい。／……生きていて何の役にも立たないからには、／若い者の足手まといとならぬよう、死んであの世に行くのがよいのだ (橋本訳 [1991: 256-7])。

- 2) キケロは、老年期は一般に惨めで不幸なものに見做されているが、それは四つの理由によると述べる。すなわち老人は公的活動を奪われ、肉体は弱り、快楽からも見捨てられ、しかも刻々と死に近づくので、自分も周囲もこれを惨めと考えるのであると。

しかしキケロは、老年は惨めに過ぎないだけのものかと問いかけ、こう述べる。われわれはローマの名だたる政治家・武人がそうであるように、青年時代から心して「徳」を身につけ、それを実

践し、公共奉仕 (軍務、政務) に務めるならば、自らの老年は後進にも敬慕され、心静かに、充実した日々を楽しむことができるのだ。老人というものは頑固で吝嗇だなどというのは誤りであって、それは当人の生来の性分なのである。これがキケロの回答である。

筆者は、キケロは人類史上大転換をなす記念碑的作品をわれわれに遺贈したと考える。

- 3) エラスムスはまた、痴愚女神にこう語らせている。「完全な経験に加えるに、それに負けない精神力や透徹した判断力を持っているような老人」 (*De Senectute* の主人公・大カトーのごとき人物を念頭に置いたであろう)、あるいはストア派の賢人連 (とりわけ、セネカのような哲人) を、われわれはどうして気安く友人になどできようか。

「むしろ老人は、どうか、わけのわからぬたわごとを言っていたいただきたいもの。そのかわりこういうたわごとが、賢人をさいなむ苦しみから老人を解放してくれ、ときにはなかなかりっぱな酒飲み友だちにもなります」と。

この言葉もまた、王侯・貴族、哲学者、神学者、僧侶たちの「偽善」を次々と、かつ徹底的に曝いていくエラスムスの相貌を髣髴とさせるものである (Erasmus [1511], 渡辺・二宮訳 [2006: 38-9])。

なおミノワ (1987) は、キケロのアッティクス宛書簡を根拠に、またエラスムスの叙述を解釈して、彼ら自身は (モンテーニュをも含め) みずからの老いを嘆き呪詛していたと述べている (大野・菅原訳 1996 [149, 342-5, 347-52])。老年に対する呪詛・嘆きはといえば、ソポクレスも日頃から心に懐き、また本悲劇の創作においては主題そのものであったろう。

しかし筆者はここで、著作家たちの本音 (老いの嘆き) よりも、書かれた作品 (公式の見解) そのものに注目し、その歴史的価値を重視する立場で議論をしている。作家の本音と作品 (建前) とが大いに矛盾することは、よくあることである。

- 4 a) 中国において孝養は、武帝 (156-87 BC) の儒教国教化 (138 BC) 以降は確実に、歴代皇帝のパフォーマンス (養老礼) とも相俟って、一般庶民の信じて疑わない徳目となった。

これに対して古代のギリシア・ローマ世界は、老親の扶養を顧みなかったわけでは勿論ないが、孝養 (pietas) については無頓着だったようである。その原因は、財産の継承方法 (死に譲り) にあったようにみえる。

古代ギリシア人の扶養観については、それを知る手掛かりが少なくとも三つある。それはアリストパネス (c.446-c.385 BC) の喜劇『鳥』(414 BC 上演)、ソポクレスの『エレクトラ』(413 BC 作と推定)、そしてプルタルコス (c. AD 46-c.127) の『英雄伝 (ペリクレスの巻)』である。

(1) アリストパネスは『鳥』で、ソロン (c.638-c.558 BC) に帰されるギリシア古法の一つに言及している^{補注2)}。すなわち劇の主人公・ペイセタイロス^{補注2)}は、父親をなぐり殺してでも財産を奪いとりと目論む若者 (親不孝者) にこう告げる。

「だがね、われわれ鳥のもとにはコウノトリの／回転三角柱に、次のような古くからの掟が書かれているのだ。／『父親であるコウノトリが雛のコウノトリを／すべて巣立ちできるように育て上げたときには、／今度は若鳥たちが父親を養わねばならない』とな。すると若者は、「やっぱり、ゼウスに誓って、俺はここ〔鳥の国〕に来て厄介な目に／あうことになったのだ、／親父を殺すどころか養ってまでやらにゃならないなんて」と、落胆するのである (久保田訳 [2008: 307-8] 1353～9 行の脚注 8 および 1、呉訳 [1961: 487-8] の注 241)。

(2) 一方、ソポクレスはコロス (合唱隊) に、実母クリュタイムネストラへの復讐に燃えるエレクトラの、妹・クリュソテミスに対する失望と呪詛をこう歌わせている。「高空のこよなく健気な鳥〔コウノトリ〕たちが／おのが命の生みの親と／喜びのもととなる子らとを／養うことに心砕く姿を見ながら、／何故に我らも同じくその務めを果たさないのか。／だが、ゼウスの雷にかけて／また天上のテミス〔不正を正す神〕にかけて／その報いの苦しみはほどなく、おまえに訪れよう」(大芝訳 [1990: 253] 1058-65)。

『鳥』の訳者 (久保田) は、古代のギリシア人は、コウノトリ (朱嘴鷗^{しゅすいこう}) は年老いれば子に養われると信じており、それはアリストテレスの『動物

誌』(c.430 BC) 第 9 巻の第 13 章 (コウノトリに関する記述) にあるとしている (308 頁・脚注 1)。

そこで第 13 章をみると、アリストテレスはこう記している。「さて、コウノトリについては、親が子に養い返されるというのが、多くの人々の語り草である。……しかも、年取ってからはばかりでなく、生まれた子が親を養えるようになると、すぐ養い返される、とっている。父親と母親は巢の中にじっとしているという」(鳥崎訳 [1969: 72])。

アリストテレスのこの指摘は、民間伝承をそのまま記録したものに過ぎなかったが、古代人の扶養意識を推測する一つの手掛かりとなる。

(3) プルタルコスは、アテナイの優れた政治家・将軍であったペリクレス (c.495-429 BC) と、息子・クサンティッポスの険悪な関係を書き残している。それによるとペリクレスは、アテナイ政治を 40 年にわたって主導し、将軍職を 15 年も務めた。しかし彼は、「父から譲り受けた正当な財産」は注意深く管理して 1 銭たりとも増さず、支出は「その日その日に極端に切り詰める」という具合で、質素な暮らしに徹していた。

こうした暮らしは、息子・娘たちを喜ばせなかった。彼らは日頃から「けちけちと少しずつしか金をくれない父の几帳面さを苦々しく感じていた」が、生来浪費家のクサンティッポスは、これまた浪費家育ちの妻を娶ったためか、とうとう堪忍袋の緒がきれたのであろう。あるとき「父の友達の一人に使いを遣り、父親のペリクレスが頼んだように言って」借金をした。

後日、この友達は何れもペリクレスに返金を求めたが、ペリクレスはこれに応じず、息子を「裁判に訴えた」。これに腹を立てたクサンティッポスは、「父に対する不和〔攻撃、恨み〕を死ぬまで全く緩めずに持ち続けた」という (河野訳 [1991: 28-30, 52-3])。

いずれにせよ、古代アテナイは親の扶養を、動物の寓話をつかって教化・懲誨し、市民道徳の一つにしようと腐心したようである。しかし、たとえ彼らがそれを義務と見做したとしても、東アジアの人々からみれば、その義務感は相当稀薄なものだったに違いない (親は、死ぬまで財産権を手

放さなかったとすれば、子に扶養を期待する必要はなかったであろう。

- 4b) 共和政下のローマは父親に、(古代アテナイを遙かにしのぐ)強い権限 (*patria potestas*) を与えていた。

それにとまなう弊害を除くために、彼らは徐々に父権を制限していったが(大野・菅原訳 [1996: 112-4]), 他方で孝行息子・アエネアスの物語を孝養心の喚起にもちだすことで、老人世代と若者世代の対立、父親と息子の葛藤をやらげようと務めた(ホプキンス [1983], 高木・永都訳 [1996: 148-9, 注60])。

ここでアエネアスの物語とは、ウェルギリウスの叙事詩『アエネーイス』(第2巻)で歌われたトロイ脱出譚である。アエネアス(トロイの亡き武将・ヘクトールの従弟)は、母であるウェヌス女神の導きで、火焰に包まれた城内をあとにする。そのとき彼は、父アンキセスを肩に担いで、息子ユールスの手を引き、妻を従えて脱出するのである(泉井訳 [1976: 133, 707-11行])。

この情景は(ホプキンスによれば)、紀元後1~2世紀の「ローマの工芸品(貨幣、ランプあるいは供物台)に広く描かれた」という。この場面を描いた絵画の例としてわれわれは、例えばバロッチ(Federico Barocci, c.1526-1612)の「アエネアスのトロイ逃亡」[1598年作。この画像は現在、HP(複数)にアップロードされている]を挙げることができる。

要するに、強力な父権(生殺与奪の権限)をもった古代ローマの老人(主として貴族層)は、共和政の時代~帝政期の200年頃まで(数百年の間)、息子の孝養にすぎる必要はなかった、ということである。それ故、ローマの支配層がアエネアスの物語を使って感化しようとしたのは、彼らの息子たちというよりも、財産(扶養の資)が乏しい平民の子弟だったと考えられる。

- 5) 例えば、律令制(刑罰、徴兵、税制)が定めた年齢区分は人民の統治・収奪を目的とする現実的手段であり、儒教(「論語」為政第二-四)とバラモン教はこれとは対照的に、人の一生を理念的・理想的に区分したものであった。

仏教には、例えばヴァスバンドゥ(Vasubandhu

=世親 300-c.400)の論書『阿毘達磨俱舍論』に「胎外五位」という言葉がある(佐伯 [1887])。これは、慾界で三世(過去世, 現世, 来世)を輪廻し続ける人間の、現世における一生を嬰孩, 童子, 少年, 中年, 老年に区分する考え方であるが、彼は各段階に相当する年齢は記していない。しかし、龍谷大学(1922: 3147)や中村(1981: 905)は、出典を明記していないが、各段階はそれぞれ1-6歳, 7-15歳, 16-30, 31-40歳, 41歳以後にあたるとしている。ヴァスバンドゥの考え方は、あるいは『ダルマシャーストラ』にあるアーシュラマ(住期)を参照したものか、とも思われる(彼はバラモン階級の出だった)。

仮にそうだとすれば、ヴァスバンドゥにおいても老年は、「身体を遺棄」し梵(ブラフマン)との合一を目指すべき厳しい修業の期間(林棲期, 遊行期)ではあっても、此岸における人間的完成を目指して費やすべき時間(例えば、哲人政治家が求めた理想的生き方)ではなかったであろう。

創造主・マヌは聖仙リシに、遊行期・遍歴者の理想的生き方をこう語る。「骨を支柱とし、臍で結ばれ、肉と血を漆喰とし、皮膚に覆われ、糞尿に満ち、悪臭を放ち、老いと悲しみに脅かされ、病の座所であり、苦悩多く、不潔にして、無常なこの物質の住処(なる身体)を遺棄すべし(6-76, 6-77)」(渡瀬訳 [1991: 196], 田辺訳 [1953: 176])。

しかしながら、これもまた、エラスムスが述べたように、凡人・凡夫に真似のできる生き方では到底なかったであろう。兼好は「人は四十足らずで死ぬのがよい」とか、習い事の可否は五十で見極めよなどと記してはいるが、一体誰がそれに耳を傾け、実践することができる考えたのだろうか(それは自問自答に過ぎず、彼は実際に70近くまで生きたとされている)。

確かに、日本にも「老いの知」はあった。しかしその知は、老人・長老の経験あるいは家訓(新村 [1991: 5, 7, 21-6]), もしくは生を拒む「苦の思想」であった。これらは、老年(の生)そのものへの凝視が生みだす人文主義的知識ではなかった(換言すれば「生身の人間」は何処にも出てこない)のである。

- 6) しかし兼好が、ソボクレスやキケロとは正反対の心情(厭世観)に生きた、ということは明らかである。彼は、先のことば「命長ければ辱多し」に続けてこう記した。

長くとも四十に足らぬほどにて死なんこそ、めやすかるべけれ。そのほど過ぎぬれば、かたちを恥づる心もなく、人にい出まじはらん事を思ひ、夕の陽に子孫を愛して、栄ゆく末を見んまでの命をあらまし、ひたすら世をむさぼる心のみ深く、もののはれも知らずなりゆくなん、あさましき(第7段)。

老年期の学修・学問に価値をみとめない立場も、ソロンやキケロなどとは正反対であった。

ある人の云はく、年五十になるまで上手に至らざらん芸をば捨つべきなり。励み習ふべき行末もなし。老人の事をば、人もえ笑はず、衆に交りたるも、あいなく見ぐるし。大方、万のしわざはやめて、暇あるこそめやすく、あらまほしけれ。世俗の事に携はりて、生涯を暮らすは、下愚の人なり」(第151段)。

兼好の心情には、エラスムスのそれに類似した点もある。しかし、主張の目的は全く異なる。すなわち前者は遁世の勧め、後者は既成権力への反抗(王権、教権、賢人への巧妙なる反抗、また彼らの偽善暴露)であった。

- 7) 重時は武人一期の目安を、年齢をベースに三つに区分している。20代は「何事も人のするほどの芸能をたしなむ」学修期、30~50代は「君をまほ(護)り、民を育み、身を納め、……政道をむねとすべき」治世・家長期、そして60代は出家期である。

さて六十にならば、何事ももうちすてゝ、一遍に後生一大事をねがふて、念仏すべし。其としいたりては、子が失せ、子孫を絶やすとも、うき世に心をかへさず、……我は此世になき物と思ひきり給ふべし。親を思ひ子を思ふとて、無常の風にひとたび誘われし人、又やこの世にかへりけん(第44条)。

尤も「極楽寺殿御消息」は、今一つの家訓：伝・北条重時「六波羅殿御家訓」と対比すると、条数の多寡(99条/43条)、表現・表記の特徴(観念的かつ文人的な表現/実際の簡潔な武門的表

記)、記載内容(仏教観の強さ15条/弱さ1条)の点で、後者とは著しく異なっている。

そこで筆者は、校注・解題者の見解は十分考慮するとしても(石井進[1972: 515-20])、「御消息」は当代また後代の(例えば学僧などによる)加筆が相当あるのではないか、との感触を強くもつ。例えば序文や44条には、蓮如(1415-1499)の消息「白骨の御文」を彷彿とさせる表現がある。

なお「御消息」4条は、老親への対処法を(親孝行の視点に立って)述べたもので、筆者には興味深い。

- 8) なみは天明4(1784)年に、伊豆国小浦湊(現伊東市川奈小浦町?)の漁夫の子に生まれた(1歳)。寛政12(1800)年、縁あって江戸廻船の水夫・善次郎(塩鮑立石浦[現在の丸亀市広島町立石])に嫁した(17歳)。しかし善次郎は享和2年に病没した。

姑は、なみはまだ若いので再婚を勧めたが聞き入れなかった(19歳)。その後、なみは外では日傭として畑を耕し、家では糸を紡ぎ風雨寒暑をいとわず働いたが、夫の墓参・供養をも怠らず母を手厚く孝養した。

その後数年、なみはひどく「疲瘦」して働けなくなった。見かねた姑(90余歳)は文化7(1810)年、なみに瀬居島の漁夫(現坂出市瀬居町。長兵衛弟30歳)を婿養子にむかえた(27歳)。その後なみは一女を生んだが、この子は14歳になると岡山に奉公にでて、給金の一部を実家におくり家を助けた(45歳前後)。(香川県仲多度郡編[1918: 901-3])。

- 9) 一方、宇和島・在方(農村、農山村)の食料構成はこれとは若干異なっていた。例えば、文化11(1814)年の藩文書(「存慮書」)は、在方の領民は焼畑で雑穀(粟、稗、蕎麦)を作っているのに、これにも課税して財源を確保すべきであると記している(三好[2001: 14])。

- 10) 宮本は具体例を挙げてこう述べている。18世紀の初めころ、周防大島にサツマイモが伝来して畑が急速に拓かれ、甘藷が増産されるにつれて人口は急増した。大島の人口は、出稼ぎのあり方によってたえず増減したが、島には墮胎間引きはほとんどなかった。さらに島の東半分の地域では、元

文1 (1736)年頃から天保11 (1840)年頃まで(約100年間)に人口は3倍に増え、そうした圧力が出稼ぎを盛んにした、と結論づけている。

仮に「墮胎・間引は瀬戸内の村浦ではほとんどなかった」と断言すなら、可能なかぎり大村・大浦(地域人口)の出生性比(村山 [2009: 92-8]), 末子の性比など、証拠を示すことができれば説得的である。この点については、利用できる数値(データ)は皆無というわけではない。

一つはハンレーとヤマムラ (1977) が計算した、18世紀後半以降～19世紀中期の備前・藤戸村(児島郡)の数値である。彼らは、安永4 (1775)～文久3 (1863)年(88年間)に藤戸で生まれた乳児1,336人の性比は124、末子355人の性比は140であるとし、その上でこう結論している。「(藤戸村の)人々は明らかに女兒よりも男児を多く育てる行動様式をとって」おり、また「子供を十分もったと思うようになると、男子だけを育てようとする傾向があった」と考えられる、と。

もう一つは直島増減帳から計算できる19世紀初期(文化1～文政3年)の数値である。増減帳はこの期間に223人の出生(男子117、女子106)を書上げたが、その性比は110.4である(期間人口14,168人、粗出生率15.7、粗死亡率15.1%)。

人為的コントロールがなければ、出生性比は105程度(104～107)であるから、藤戸村の性比は明らかに高く(男子過多)、直島の出生性比もやや高い(男子が多い)。

- 11) 郷宿は代官所に公務出張する者が泊まる宿だった。天明8 (1788)年現在、郷宿は陣屋元・倉敷村に4軒設置されており、備中・讃岐・伊予に所在する幕領108ヶ村の庄屋、惣代庄屋が利用した。長右衛門が泊まった猶田屋は、備中2郡(都宇、小田12ヶ村)、讃岐1郡(那珂5ヶ村)、小豆島・直島(12ヶ村)の村方役人を引き受けた(倉敷市史研究会 [2003: 60-75], 表14, 図9を参照)。
- なお、郷宿は単なる宿泊施設ではなく、代官所と村方・郡方の中間にあって複雑かつ重要な役割を担ったとされている。
- 12) 直島増減帳の端書きは、天保13年以降は記されなかったが、いくつかの情報をわれわれにもたらず。

例えば、文政3 (1820)年は再々提出を命じられ(「右之通ニ認三月八日ニ差上申候処、四月五日夜御差戻シ、又々半紙帳ニ而認直し差上申候」)、天保7年は料紙を半紙から美濃紙に変更するよう求められた(「右之通半紙帳ニ而認 御役所江申二月八日差上申候処、認方備中乙嶋より差上候増減帳之通、美濃紙ニ而認直し差上候様御指図ニ付、左之通美濃紙ニ而認二月九日ニ 御役所江差上相済申候」)。

こうした事実は、代官所は村方に対して人別改・増減改を抜かりなく実施するよう求めたので、われわれは帳面の記載事項をある程度信頼してよい、ということを示している。

- 13) 直島町史編纂委員会 (1990: 312, 789) はこれ以外に、延宝1 (1673)年と同5 (1677)年の数字を掲載している。それによれば前者は家数203、人数1,066、牛数44であり、後者はそれぞれ229軒、1,028人(男子553、女子475)、45疋である。この数字は享保期の数字と整合的である(表2)。しかし、延宝5 (1677)～享保5 (1720)年までは43年の開きがある。そこで両年の数字は、趨勢グラフ(図1)には掲載していない。

なお、直島以外の比較的まとまった人口として、西山 (1952: 26-8) は塩飽島の数字を公表している。それは、大坂町奉行・一色山城守家の伝存文書に記された大坂、兵庫、西宮、塩飽島の人数で、塩飽人口は(寛政9～安政3年まで59年間)9,100～11,000人規模で推移した(村高2,613石〔朱印地を含む〕)。

西山は、この文書の作成経過を推定した上で、その利用価値を強調している。しかし、こと塩飽島に限っても、それは全10島(香川県 [1989: 115])・5ヶ村の人数を一括したものであるが、数字の信憑性を傍証する手段はない(塩飽諸島で宗門帳が残っているのは、今のところ与島〔10冊〕だけである)。尤も、塩飽島は倉敷代官が支配したので、宗門人別改めの方法は直島と同一だったであろう。

また、塩飽と直島の人口趨勢を対比することは、両者の規模の違いから即座にはできない(強いて比較をすると、塩飽の人口趨勢は宇和島・高山浦の趨勢とは整合的である、ということである)。

- 14) 直島の寺社、その他の人数は、宗門帳4冊(文書7)から8年分が判明する。それが判明する理由は、宗門帳は前年の人数と当年の人数とを対比し、その増減をも計上しているからである。
- 15) 直島の増減帳は、倉敷代官所に毎年提出した増減書上(控)を綴じ込んだもので、余白に留意事項を端書きする場合もあった。また、天保10年以降になると新たに、齢80以上の老人書上を挿入するようになった。
- 16) 直島町史編纂委員会(1990: 789-96)は、延宝1~明治4年(91年分)の人口表を掲載している。しかしこの人口表は、表2と対比すると、一貫した数字ではないことが判明する。すなわちある年次は百姓だけの人数を、別の年次は百姓とその他の合計人数を、他の年次は百姓、寺社、その他の合計人数を計上しているのである。
- 確かに、この人口表から作成されたグラフ「直島の人口と家族の変化」(449頁)は、直島人口の趨勢を概括的に描きだすことに十分成功している。しかし、諸配慮の結果かと推定されるが、一貫性のない数字を使って作成されたものとするれば、それは正確とはいえない。
- 17) 瀬戸内の島々には、直島とは違って、家の増加と人数の増加とが並進する事例・時期もあったようである。例えば、沖浦(1998: 80)が紹介している芸予諸島・大崎下島の沖友浦は、この事例かもしれない(「沖友村惣高の覚」)。
- すなわち、元禄16(1703)年の沖友浦の家数は64、村高は103石だった。しかし、嘉永5(1852)年に家数は166に増えたが「村高はあまり増えず……一石未満の零細農が全体の九三パーセント(152戸)」を占めていた。そこで沖浦は(家数の増加と人数増は並進したと考えると)、彼らは「(年貢が免除された)イモや雑穀類を主食にしていたのであろう」と推測している。
- しかし、両年とも宗門帳・人別帳[人数書上]は存在しないらしく、実際に人口が増えたかどうかはわからない。
- 18) この減少(-234人)の理由は今のところ、筆者にはわからない。あるいは直島廻船業の衰退による水主(賃収入)の減少、それを補完する他国稼ぎ(住民流出)の増加で説明できるかもしれない。

なお、直島の周辺海域は豊かな漁場の一つだったから、島内漁民(小漁民・漁労稼ぎ)は増えたであろう。

しかし、周辺漁場は文書12が示唆するように、代官所に役銭を納めさえすれば、他国船も入漁できる稼ぎ場だったようである。それゆえ直島住民の生業転換は、彼らとの競合・競争のなかで徐々に進んだかもしれない。

補注1) ソポクレスの高齢ぶりは当時、市民のあいだで有名だったのであろう。アリストパネスはかれを、こう嘲笑させている。すなわち、主人公・トリュガイオスは女神の質問に、「ソポクレスは〔欲深詩人の〕シモーニデースになった。彼は老人で耄碌しているが、『儲けのためなら、簀子に乗ってでも航海するだろう』」と答える(『平和』693b以下)。

補注2) ここで、ソロンに帰されるギリシア古法とは、アクソーン ἀξόνων(あるいはキュルベイス)と呼ばれる回転板に記された、アテナイ最古の体系的法律である。プルタルコスは、アクソーンは「長方形の枠にはいって、廻らようになっている木製の書き物板」で、「その僅かな残りが、わたしが行ったとき〔つまり紀元後〕にはまだ、プリュタネイオンに保存されていた」と書いている。当時、板は少なくとも16枚(16面?)はあったようで、プルタルコスはその1、13、16枚目については、条文の1部あるいは相当数を例示している(プリュタネイオン prytaneion: アゴラ近辺にあったポリスの公共建築物。内部に竈神ヘスティアを祀り、レセプション public dining にも使用)。

アクソーンの設えについてストラウド(1979: 45-7)は、文献資料、壺絵、推定文字数などを手掛かりに、復原図を掲載している(Fig.1)。彼の推定によれば、アクソーンは木製の枠(高さは男の身の丈ほど)に水平に架けられた横木3本からなる。各横木は、縦・横約30cm×長さ約2mの木柱で、それぞれの両端に回転軸をつけて木枠にはめ込まれたと考える。市民は横木の4面に(犁耕法で)刻銘された法文を、廻しながら読んだと推定するのである(なお、アクソーンは垂直に建てられたとの説もある)。

プルタルコスが本書(『英雄伝(ソロンの巻)』)で、親の扶養義務を免除したソロンの法文を二つ挙げています。すなわち、「息子は、自分に〔生活の必需品を作る〕技術を教え込まなかった父親を養う義務はない」、そして「妾から生まれた子供たちは、父親を養う義務がない」である。しかし、親の扶養義務をコウノトリの習性に託した法文には、残念ながら言及していない。しかしソロンは優れた詩人でもあったから、そうした文言の条項が実際にあったとしても不思議ではない。

なお、アリストパネスは『鳥』で、子の相続権にかかわるソロンの法に言及している。それは、「正嫡の子供がいる時、庶子〔その生母が外国籍である者〕には遺産相続権はないものとする。もし子供が嫡出でない場合は、父の家系でもっとも近親の男たちが財産の分与に与る」というものである(古典作品を渉猟すれば、ソロンの法律はもっと見つかるかもしれない)。

参考文献

(書籍・論文)

- 阿部謹也 [1989] 『西洋中世の罪と罰』 弘文堂。
- 青野春水 [1983] 「近世瀬戸内海島嶼村落における出稼と株・受」 地方史研究協議会(編) 『瀬戸内社会の形成と展開—海と生活—』 雄山閣。
- Allen, P. S. [1906-58] *Opus epistolarum Des. Erasmi Roterodami*: Oxonii: In Typographeo Clarendoniano.
- 沓掛良彦・高田康成訳 [2015] 『エラスムス=トマス・モア往復書簡』 岩波文庫。
- Aristophanes [BC. 414 (上演)] *Ornithes*. アリストパネス/高津春繁訳 [1961] 「鳥」 『ギリシア喜劇全集』 (第1巻) 人文書院。久保田忠利訳 [2008] 「鳥」 『ギリシア喜劇全集』 (2) 岩波書店。
- Aristophanes [BC. 421 (上演)] *Eirēnē*. アリストパネス/佐野好則訳 [2008] 「平和」 『ギリシア喜劇全集』 (2) 岩波書店。高津春繁訳 [1956/1992] 『平和』 岩波文庫。
- Aristoteles [BC. c.430?], *Historia Animalium*. アリストテレス/島崎三郎訳 [1968/69] 『動物誌』 (上、下) 岩波書店。
- Cicero, Marcus Tullius [BC. 44] *De Senecutute*. in The Loeb Classical Library, 1924/64. キケロ/中務哲郎(訳) [1999] 「大カトー・老年について」 『キケロー選集』 (9) 岩波書店。
- 愛媛教育協会北宇和部会(編) [1917] 「北宇和郡誌(宇和島吉田両藩誌)」 関印印刷部。
- 愛媛県史編さん委員会 [1986] 『愛媛県史』 (近世 上) 愛媛県。
- Erasmus, Desiderius [1511] *Moriae Encomium*. エラスムス/渡辺一夫・二宮敬(訳) [1967/2006] 『痴愚神礼讃』 (世界の名著17, 中公クラシックスw47) 中央公論社, 中央公論新社。
- Erasmus, Desiderius [1518-33] *Colloquia*. エラスムス/二宮敬(訳) [1967] 『対話集』 (世界の名著17) 中央公論社。
- Euripides [BC. c.401 (上演)] *Hiketides*. エウリピデス/橋本隆夫(訳) [1991] 「ヒケディデス・嘆願する女たち」 『ギリシア悲劇全集』 (6) 岩波書店。中山恒夫(訳) [1965] 「救いをもとめる女たち」 『エウリピデス』 (世界古典文学全集9) 筑摩書房。
- 福井県 [1985] 『福井県史』 (資料編5, 中・近世三)。浜野潔 [2007] 『近世京都の歴史人口学的研究—都市町人の社会構造を読む—』 慶應義塾大学出版会。
- Hanley, Susan and Yamamura, Kozo [1977] *Economic and Demographic Change in Preindustrial Japan, 1600-1868*. Princeton UP. ハンレーとヤマムラ/速水融・穂本洋哉(訳) [1982] 『前工業化期日本の経済と人口』 ミネルヴァ書房。
- 藩法文書叢書刊行会・吉田正志(編) [2002] 『藩法文書叢書3』 (仙台藩 上) 創文社。
- 速水融 [2009] 『歴史人口学研究—新しい近世日本像—』 藤原書店。
- 平松義郎 [1960] 『近世刑事訴訟法の研究』 創文社。
- 平松義郎 [1988] 『江戸の罪と罰』 平凡社。
- 広島県(編) [1976] 『広島県史』 (近世資料編VI) 広島県。
- 本庄良文 [2015] 「輪廻する生き物たち」 青原令知(編) 『俱舎』 (龍谷大学仏教学叢書4) 自照社出版。
- Hopkins, Keith [1983] *Death and Renewal*. Cambridge UP. ホプキンス/高木正朗・永都軍三(訳) [1996] 『古代ローマ人と死』 晃洋書房。
- 洞富雄(監修) [1985] 「陸軍省 明治24年 徴発物件一覧表」 (マイクロフィルム版) 雄松堂。
- 兵頭賢一 [2004] 『伊達宗紀公傳』 創泉堂出版。

- 石井進 (校注・解題) [1972] 「北条重時家訓」 「家訓・置文・一揆契状」 『中世政治社会思想』 (日本思想大系 21) 岩波書店.
- 石井良助・服藤弘司 (編) [1994] 『幕末御触書集成』 岩波書店.
- 石坂善次郎 (編) [1932] 『池田光政公伝』 (下巻) 私家版.
- 香川県 (編) [1989] 『香川県史』 (第3巻 通史編 近世 I) 香川県.
- 香川県 (編) [1987] 『香川県史』 (第10巻 資料編 近世文書 II) 香川県.
- 香川県教育委員会 (編) [1982] 『新編 香川叢書』 (民俗編) 新編香川叢書刊行企画委員会.
- 香川県仲多度郡 (編) [1918] 『仲多度郡史』 香川県仲多度郡.
- 金谷治 (訳註) [1963/91] 『論語』 岩波文庫.
- 片保涼介 [2015] 「近世日本の刑事法における高齢者—明律の影響—」 『立命館法制論集 (院生論集)』 第13号.
- 木村礎 (校訂) [1978] 『旧高旧領取調帳』 (中国・四国編) 近藤出版.
- 木村泰賢 (訳) [1930] 『阿毘達磨大毘婆沙論』 (国譯一切経・毘曇部 8巻) 大東出版社.
- 近代史文庫宇和島研究会 (編) [1976] 『大成郡録』 (宇和島藩庁伊達家文書) 近代史文庫宇和島研究会.
- 近代史文庫宇和島研究会 (編) [1982a, b] 『記録書抜・伊達家御歴代事記 (2, 3)』 (宇和島藩庁伊達家文書 8, 9) 近代史文庫宇和島研究会.
- 空海 [797] 「三教指帰」 渡辺照宏 (編) [1969] 『空海・最澄集』 (日本の思想 1) 筑摩書房.
- 倉敷市史研究会 [2000] 『新修倉敷市史』 (第3巻 近世上) 倉敷市.
- 倉敷市史研究会 [2003] 『新修倉敷市史』 (第4巻 近世下) 倉敷市.
- 楠本信道 [2007] 『「俱舍論」における世親の縁起論』 平楽寺書店.
- Minois, Georges [1987] *Histoire De La Vieillesse En Occident, de l'Antiquité à la Renaissance*. Librairie Arthème Fayard. ミノワ／大野朗子・菅原恵美子 訳 [1996] 『古い歴史—古代からルネサンスまで—』 筑摩書房.
- 三浦忍 [2004] 『近世都市近郊農村の研究—大阪地方の農村人口—』 ミネルヴァ書房.
- 南和男 [1984] 『幕末江戸社会の研究』 吉川弘文館.
- 宮城県図書館 [1980] 『宮城県郷土資料総合目録』 古文書を読む会.
- 宮本常一 [1971/2008] 『私の日本地図』 (9 瀬戸内海 III 周防大島) 未来社.
- 宮崎克則 [2002] 『逃げる百姓, 追う大名』 中公新書.
- 三好昌文 [2001] 『宇和郡の庄屋と民衆』 (著作集第3巻) 私家版.
- Montaigne, Michel de [1588] *Essais*. モンテーニュ／荒木昭太郎 (訳) [1967] 『エッセー』 (世界の名著 19) 中央公論社.
- 村山聡 [2009] 「近世村落史料の体系性と比較分析の可能性」 日本村落研究学会 (編) 『近世村落社会の共同性を再考する』 (年報村落社会研究44) 御茶の水書房.
- 永積安明 (校訂) [1995] 『徒然草』 (新編 日本古典文学全集44所収) 小学館.
- 内藤湖南 [1925/1987] 「大阪の町人学者 富永仲基」 『先哲の学問』 (叢書316) 筑摩書房.
- 中田薫 [1923/1984] 「隠居」 『徳川時代の文学に見えたる私法』 岩波文庫.
- 直島町史編纂委員会 (編) [1990a, b] 『直島町史』 (本編, 続編) 直島町 (香川県).
- 西山松之助 [1952] 「大阪・兵庫・西宮・塩飽島人口統計表」 『歴史学研究』 (第157号).
- 西義雄 (訳) [1935] 『阿毘達磨俱舍論』 (国譯一切経・毘曇部26巻上) 大東出版社.
- 岡山大学附属図書館 [1971] 『池田家文庫総合目録』 池田家文庫総合目録複製版頒布会.
- 沖浦和光 [1998] 『島に生きる』 広島県豊町.
- 小野武夫 (編著) [1970] 「不鳴條 (智之巻 62)」 『日本農民文書聚粹』 (第11巻) 酒井書店・育英堂.
- 大平祐一 [2013] 『近世日本の訴訟と法』 創文社.
- 大三島町誌編纂会 [1988: 357-8] 『大三島町誌』 (一般編) 大三島町 (愛媛県).
- 大竹秀男 [1958] 「武士相続に関する藩法資料—宇和島藩—」 『神戸法学雑誌』 第8巻第2号.
- 大竹秀男 [1990] 「江戸時代の老人観と老後問題—老人扶養の問題を主として—」 比較家族史学会 (監修) 『古い比較家族史』 三省堂.
- Plutarchus [AD. c.120-7?] *Vitae Parallelae*. プルタル

- コス／河野与一訳 [1953/91] 『プルターク英雄伝』(3) 岩波文庫。
- 佐伯旭雅 (編輯) [1887] 『冠導阿毘達磨俱舍論』(巻第十五)。
- 桜部建・加治洋一 (校註) [1996] 『発智論』(I) (新国訳大藏経・毘雲部1) 大蔵出版。
- 佐久高士 [1970] 『越前国宗門人別御改帳』(第4巻) 吉川弘文館。
- 佐久高士 [1972] 『越前国宗門人別御改帳』(第5巻) 吉川弘文館。
- 佐久高士 [1975] 『近世農村の数的研究』吉川弘文館。
- 仙台市史編さん委員会 [2000] 『仙台市史』(資料編4 近世3 村落) 仙台市。
- 司法省調査部『御仕置例類集』(第一輯 古類集一)。
- 新村拓 [2002] 『痴呆老人の歴史』法政大学出版会。
- 新村拓 [1991] 『老いと看取りの社会史』法政大学出版会。
- Sophokles [BC. 401 (上演)] *Oidipous epi Kolono*. ソポクレス／引地正俊訳 [1990] 「コロノスのオイディプス」『ギリシア悲劇全集』(3) 岩波書店。
- 高津春繁訳 [1973] 『コロノスのオイディプス』岩波文庫。
- Sophokles [BC. ? (上演?)] *Electra*. ソポクレス／大芝芳弘訳 [1990] 「エレクトラー」『ギリシア悲劇全集』(4) 岩波書店。
- 菅野則子 (翻刻) [1999] 『官刻孝義録』(上, 中, 下巻) 東京書籍。
- 鈴木大拙 [1972] 『日本の靈性』岩波文庫。
- 鈴木省三 (編) [1923] 『仙台叢書』(第2巻) 仙台叢書刊行会。
- 高木正朗 [2013a, b] 「江戸時代の超高齢者—仙台藩1737-1866年史料に見る(上, 下)—」『立命館産業社会論集』第49巻第2, 3号。
- 高木正朗 [2011] 「19世紀中期の人口増加と『稲作前線』の回復—仙台藩・中興農村の『家屋敷』再興計画—」『立命館産業社会論集』第47巻第2号。
- 高木正朗・向田徳子 [2008] 「人口減少と民政の展開—関藩『仕法』と狐禅寺村の対応—」高木 (編) 『18・19世紀の人口変動と地域・村・家族』古今書院。
- 高倉淳 (編) [1988] 『仙台藩刑罰記』私家版。
- 高柳眞三・石井良助 (編) [1934/58] 『御触書寛保集』岩波書店。
- 高柳眞三・石井良助 (編) [1935/58] 『御触書宝暦集』岩波書店。
- 高柳眞三・石井良助 (編) [1936/58] 『御触書天明集』岩波書店。
- 高柳眞三・石井良助 (編) [1941/58] 『御触書天保集』岩波書店。
- 竹内利美・原田伴彦 (編) [1969/1983] 『日本庶民生活史料集成』(第9巻 風俗) 三一書房。
- 田辺繁子 (訳) [1953] 『マヌの法典』岩波文庫。
- 田中家文書調査会 [2001] 『宇和海浦方文書 三浦田中家文書』(第1集) 臨川書店。
- 田中貞輝 [2012] 『高山浦のかたちと暮らし』創風社出版。
- 田中貞輝 [2009] 『宇和島藩領高山浦幕末覚え書』創風社出版。
- 月本昭男 (訳) [1998] 「コーヘレト書」『旧約聖書』(Ⅷ) 岩波書店。
- 渡瀬信之 (訳) [1991] 『マヌ法典』中公文庫。
- Vergilius, Publius Maro [BC. 19] *Aeneis*. ウェルギリウス／泉井久之助訳 [1976] 『アエネーイス』(上) 岩波文庫。
- 山室隆夫 [2012] 『不老長寿を考える—超高齢社会の医療とスポーツ—』ミネルヴァ書房。
- 柳田国男 [1979] 『木綿以前の事』岩波文庫。
- 柳沼重剛 [2003] 『ギリシア・ローマ名言集』岩波文庫。
- 安澤秀一 [1980] 「宇和島藩切支丹類族改・宗門人別改・公儀え指上人数改の基礎的研究」『史料館研究紀要』(第12号) 史料館。
- 吉田兼好 [c.1330-31] 『徒然草』木藤才蔵 (校註) [1977] 『徒然草』(新潮日本古典集成) 新潮社。
- 吉田正志 [2013] 『仙台藩の罪と罰』慈学社出版。
- (辞書・事典類—医学, 病名, 漢字, 歴史, 衣服・衣類, その他の用語)
- 医学大辞典編集委員会 (編) [2006] 『最新医学大辞典』(第3版) 医歯薬出版。
- 伊藤正男・井村裕夫・高久史磨 (総編集) [2010] 『医学書院 医学大辞典』医学書院。
- 加藤正明 (編集代表) [2001] 『精神医学事典』(縮刷版) 弘文堂。
- Glare, P.G.D (ed) [2012] *Oxford Latin Dictionary*

(volume 1). Oxford UP.
 廣松渉他 (編) [1998] 『哲学・思想事典』 岩波書店.
 久松潜一 (監修) [1989] 『新潮国語辞典』 新潮社.
 Hornblower, S and Spawforth, A (eds.) [1999] *The Oxford Classical Dictionary* (OCD) 3rd edition. Oxford UP.
 小泉袈裟勝 [2001] 『図解・単位の歴史』 柏書房.
 中村元 [1981] 『佛教語大辞典』 東京書籍.
 日本国語大辞典編集委員会 (編) [2000] 『日本国語大辞典』 (第2版) 小学館.
 日本歴史大辞典編集委員会 (編) [1985] 『日本歴史大辞典』 河出書房新社.
 龍谷大学 (編纂) [1922/1974] 『佛教大辞彙』 富山房.
 坂田啓 (編) [2001] 『私本 仙台藩士事典』 (増補版) 私家版.
 仙台郷土研究会 (編) [2002] 『仙台藩歴史事典』.
 下中直也 (編) [1971] 『哲学事典』 平凡社.
 下中邦彦 (編) [1985] 『大百科事典』 (11) 平凡社.
 白川静 [1996] 『字通』 平凡社.
 相賀徹夫 [1988] 『日本大百科全書』 (15) 小学館.

総合佛教大辞典編集委員会 (編) [1987] 『佛教大辞典』 法蔵館.

(その他)

有吉佐和子 [1972] 『恍惚の人』 新潮文庫.
 医学書院 HP (連載一覧).
 厚生労働省 HP 「認知症の症状—中核症状と行動・心理症状」 その他.
 小野薬品工業株式会社 [2012] 『e-movie バアちゃんの世界』 (YouTube).
 志賀直哉 [1968] 「老人」 『志賀直哉集』 筑摩書房.
 新藤兼人 [1995] 『午後の遺言状』 (DVD) 近代映画協会.
 杉浦明平 [2011] 「おりん八十年」 『夜逃げ町長』 講談社文芸文庫.
 鈴木大拙 [1997] 「老人と小児性」 『東洋的な見方』 (新編) 岩波文庫.

* 本研究は JSPS 科研費24530681の助成を受けたものです。

Japan's Oldest-old Population in the Edo Period (2) :
An Attempt to Use Historical Materials of the Naoshima Island,
Uwajima and Sendai Domain, 1720-1872

TAKAGI Masaoⁱ

Abstract : What were the characteristics of Japan's geriatric population during the Edo Period (1603-1867)? Compared to today's, was it larger, smaller, or similar in size and ratio? These are very simple questions, but difficult to answer. There were as many as 270 to 300 small autonomous domains under the administration of the Tokugawa Shogunate, which ruled the country for over 260 years (the 17th to mid-19th centuries) before the formation of the modern nation state of Japan. As a result, we have no population statistics corresponding to census figures today, making it difficult to determine the numbers or percentage of elderly people in the Edo Period. However, there are some clues. Records of region-based population surveys conducted by the domains allow us to calculate the number of the oldest-old (those in their 80s), and their ratio to the base population. Then, other questions arise: how were elderly people treated by their families or administrators, and what kinds of diseases did they suffer from? Fortunately, abundant sources of qualitative information are available. Regarding the former questions, I calculated the following results. In Naoshima in the province of Sanuki (present-day Naoshima Town in Kagawa Prefecture), 396 persons out of the base population of 33,089 in the 31 years from 1839 to 71 were 80 years old or over, accounting for 11.97%, with 33 persons aged 90 or over, making up 1%. In the Uwajima Domain (present-day Uwajima, Ehime Prefecture) in 1778, 55 out of the base population of 100,142 (excluding the *samurai* warrior class) were aged 90 or over, accounting for 0.55%, and two persons out of 96,652 village dwellers were centenarians, accounting for 0.02% (2.07 persons per 100,000 persons). These figures can be compared to those of the census conducted in 1888 by the Japanese government. The census shows that out of the country's total population of 39.6 million (excluding those with no age available), 264,000 persons were in their 80th year or more, or 6.67% of the base population; 10,800 were in their 90th year or more, or 0.27%; and 137 were centenarians, or 0.0035% (0.35 persons per 100,000 persons). The ratios calculated in this paper are more than twice those of 1888, when Japan commenced modernization. To answer the aforementioned questions, I explored numerous records and documents to identify what kinds of illnesses older people in the Edo period suffered from and how they were treated by their families (caretakers), as well as their delicate formal relationships with their feudal rulers. This paper consists of several topics. Chapters 2 and 3 deal with changes in the regional population and ratio of older people in the Edo Period. Chapters 4 and 5 examine the elderly's human and social relationships. The introduction and conclusion provide a comparative-historical analysis of attitudes toward older people in Japan and Europe.

Keywords : the oldest-old, centenarian, kazoedoshi, geriatric diseases, Shumon-Aratame-Cho (population register), region-based population, per-mil, Sophocles, Cicero

i Professor Emeritus, Ritsumeikan University